

制定 令和5年12月7日

浜民振興会諸規程管理規則

(目的)

第1条 この規則は、浜民振興会（以下「本会」という。）の諸規程の体系とその制定、改廃その他必要な事項について定め、諸規程を的確に管理することにより事業の合理的な運営を図ることを目的とする。

(諸規程の管理)

第2条 事務局長は諸規程を統括し、職員は諸規程を常に業務の実情に一致させるように管理するものとする。

(諸規程の体系)

第3条 諸規程の体系は、次の3種に分け、制定又は改廃の決定は次のとおりとする。

- (1) 会則 理事会の検討を経て総会の議決により改廃する。
- (2) 規則 理事会の議決により制定又は改廃する。
- (3) 規程 理事会の議決により制定又は改廃する

(諸規程の保管)

第4条 振興会事務局長は、諸規程の原案が議決されたときは、当該諸規程の原本を調製し、これを厳正に保管しなければならない。

(附 則)

この規則は、令和5年12月7日から施行する。